

経済安全保障レビュー（2023年5月）

ヘッドライン

- 経済的威圧への対応：問われる実効性と副作用
- 補助金を巡る国際関係：同志国間協調と対中措置
- 友好国の対内投資規制が及ぼす影響

経済的威圧への対応：問われる実効性と副作用

19-21日に開催された **G7 広島サミット**では、初めて**経済安全保障**が議題の1つとして位置付けられ、サミット全体の成果文書である**首脳コミュニケ**とは別に、経済安全保障に特化した**首脳声明**が発出された。成果として注目されたのは**経済的威圧**に対応する「**調整プラットフォーム**」の立ち上げだ。経済的威圧とは、特定国・企業に対する貿易制限などの不利益措置を通じ、他国の政策決定に影響を及ぼそうとする行為であり、近年の議論では専ら中国の措置を指すものとして用いられることが多い。

首脳声明には、G7が経済的威圧に対して共同で評価・準備・抑止・対応を行い、「適当な場合には」対抗し、さらに威圧を受けた国などの支援で協調する旨が盛り込まれた。抑止・対抗の手段としては**関税引き上げ**などが想定されるとみられるが、具体的な運用のあり方は明らかになっていない。輸入価格の上昇など自国側に無視できない損害が生じるおそれもあり、実効的な協力体制の確立は容易ではない。日本では国内法上の根拠に関する検討も必要だろう。

威圧を受けた国などとの連帯を理由に、威圧を行う相手との取引に政治的な制約が加えられることもあり得る。例えば、中国当局は21日、米半導体大手・マイクロンの製品を自国の情報インフラから排除する方針を打ち出したが、米国政府はマイクロンと競合する韓国企業が中国市場でシェアを拡大しないよう、韓国政府に**要請**していると報じられている。

補助金を巡る国際関係：同志国間協調と対中措置

各国が経済安全保障やグリーン産業育成の観点から**産業政策**を強化する中、拡大する**補助金**が競争条件に及ぼす影響に対する懸念が強まり、同志国間の政策協調が課題となっている。米EU間では、米国の**インフレ抑制法**が定める税額控除の適用要件を巡る対立を経て、3月に双方の支援策に関する情報交換などを行う対話枠組みが立ち上げられた。5月の**G7 広島サミット**の**成果文書**では、クリーンエネルギーの導入推進に当たり「互いの犠牲の上に行動しない」とのコミットメントが確認され、保護主義的な措置を相互にけん制する文言が盛り込まれた。

こうした同志国間の政策調整に加え、市場歪曲的とされる中国の補助金への対抗策も強化されつつある。米商務省は9日、他国の不公正な補助金に基づく輸出に対する**相殺関税**を賦課する際、問題となる企業の所在国以外の国の補助金も対象とする**規則案**を公表した。こうした補助金は**越境補助金**と呼ばれ、例えば、中国政府の支援の下、新興国で開発された経済特区から輸出が行われる場合、当該輸出は中国政府の越境補助金を受けたとして相殺関税の対象となり得る。

既にEUは2020年にエジプト製ガラスファイバー製品、2022年にインドネシア製鉄鋼製品に対し、中国からの越境補助金を理由とする相殺関税を**発動**している。また、EUでは、域外国の補助金を受けた企業の企業結合や公共調達への参加を規制する**規則**が7月から適用されるが、これも中国を念頭に置いた措置とされており、その運用が注目される。

担当	丸紅経済研究所 企画・渉外チーム シニア・アナリスト 玉置 浩平	E-mail: TAMAOKI-K@marubeni.com
住所	〒100-8088 東京都千代田区大手町1丁目4番2号	
WEB	https://www.marubeni.com/jp/research/	

(注記)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。